

○ 岡山県環境影響評価等に関する 条例施行規則

（平成11年4月1日
岡山県規則第25号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、並びに岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）第4条の規定により、岡山県環境影響評価技術審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

- 2 条例第2条第2号の規則で定める事業の種類は、次に掲げるものとする。
- （1） 採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石、土及び砂利（砂及び玉石を含む。）の採取の事業
 - （2） 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。別表において同じ。）
 - （3） 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。別表において同じ。）に関する研究、試験又は検査を行う施設の新設又は増設の事業

第2章 環境影響評価

第1節 実施計画書の作成等

（実施計画書に記載する事項等）

第3条 条例第5条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 対象事業の実施に当たり必要な許認可等の種類
 - （2） 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- 2 条例第6条第1項の規定による実施計画書及び実施計画書に係る周知計画書の送付部数は、知事にあっては30部、市町村長にあっては5部とする。ただし、知事又は市町村長は、必要と認めるときは、当該部数の変更を指示することができる。

（環境影響を受ける範囲であると認められる地域）

第4条 条例第6条第1項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（実施計画書に係る周知計画書に記載する事項）

第5条 条例第6条第1項に規定する実施計画書に係る周知計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - （2） 対象事業の名称、種類及び規模
 - （3） 対象事業実施区域
 - （4） 条例第6条第1項に定める地域として実施計画書の内容の周知を図る地域の範囲
 - （5） 条例第7条の規定による公告の方法及び公告する事項
 - （6） 条例第7条の規定による縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間
- 2 前項第4号の地域の範囲は、前条に規定する地域を包含するように市町村の境界、市町村の区域内の町若しくは字の境界、海岸、河川、道路又は線路敷により区画される地域とする。

（実施計画書についての公告の方法）

第6条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な2以上の方法により行うものとする。

- （1） 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- （2） 実施計画書周知計画地域（前条第1項第4号の地域及び条例第6条第4項に規定する追加すべき地域をいう。第8条第4号において同じ。）内の各世帯へのちらしその他の書面の配布
- （3） 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- （4） 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（実施計画書の縦覧）

第7条 条例第7条の規定により実施計画書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して1以上の場所を定めるものとする。

- （1） 事業者の事務所
- （2） 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- （3） 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

2 条例第7条の規定により実施計画書をインターネットを利用して公表する場合は、事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、事業者のウェブサイトへの掲載が困難である場合は、知事が別に定める方法によるものとする。

（実施計画書について公告する事項）

第8条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 対象事業の名称、種類及び規模
- （3） 対象事業実施区域
- （4） 実施計画書周知計画地域
- （5） 実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間
- （6） 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により事業者又は知事に提出することができる旨
- （7） 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（実施計画書についての意見書の提出）

第9条 条例第8条第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - （2） 意見書の提出の対象である実施計画書の名称
 - （3） 実施計画書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（実施計画書についての意見の概要等に添付する書類）

第10条 条例第8条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例第7条の規定による公告を行ったことを明らかにする書類
- （2） 条例第7条の規定による縦覧を行った場所、期間、時間及び縦覧した者の数並びに公表した方法、期間及び閲覧した者の数を記載した書類
- （3） 条例第8条第1項の規定により提出された意見書の写し
- （4） 事業者が条例第8条第1項の規定により意見書を提出した者に対し当該意見書についての事業者の見解を送付したときは、その写し

第2節 準備書の作成等

（準備書に係る周知計画書に記載する事項）

第11条 準備書に係る周知計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - （2） 対象事業の名称、種類及び規模
 - （3） 対象事業実施区域
 - （4） 準備書周知計画地域の範囲
 - （5） 条例第14条第1項の規定による公告の方法及び公告する事項
 - （6） 条例第14条第1項の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間
 - （7） 説明会の開催の日時及び場所
- 2 第5条第2項の規定は、前項第4号の準備書周知計画地域の範囲について準用する。

（準備書に記載する事項等）

第12条 条例第12条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 対象事業の実施に当たり必要な許認可等の種類
- （2） 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

2 条例第13条第1項の規定による準備書及び準備書に係る周知計画書の送付部数は、知事にあつては30部、市町村長にあつては5部とし、要約書の送付部数は、知事にあつては120部、市町村長にあつては10部とする。ただし、知事又は市町村長は、必要と認めるときは、当該部数の変更を指示することができる。

（準備書についての公告の方法）

第13条 第6条の規定は、条例第14条第1項の規定による公告について準用する。

（準備書の縦覧）

第14条 第7条の規定は、条例第14条第1項の規定による縦覧及び公表について準用する。この場合において、第7条中「実施計画書」とあるのは、「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

（準備書について公告する事項）

第15条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 対象事業の名称、種類及び規模
- （3） 対象事業実施区域
- （4） 関係地域の範囲
- （5） 準備書の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間
- （6） 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により事業者又は知事に提出することができる旨
- （7） 条例第16条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

（説明会の開催）

第16条 条例第15条第1項の規定による説明会は、できる限り関係地域の住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

（説明会の開催の公告）

第17条 第6条の規定は、条例第15条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第15条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 対象事業の名称、種類及び規模
- （3） 対象事業実施区域
- （4） 関係地域の範囲
- （5） 説明会の開催の日時及び場所
- （6） 前各号に掲げるもののほか、説明会の開催に必要な事項

（責めに帰することができない事由）

第18条 条例第15条第3項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- （1） 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- （2） 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（準備書についての意見書の提出）

第19条 第9条の規定は、条例第16条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第9条第1項第2号及び第3号中「実施計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見の概要等に添付する書類）

第20条 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例第14条第1項及び条例第15条第2項の規定による公告を行ったことを明らかにする書類
- （2） 条例第14条第1項の規定による縦覧を行った場所、期間、時間及び縦覧した者の数並びに公表した方法、期間及び縦覧した者の数を記載した書類
- （3） 条例第15条第1項の規定による説明会を開催した場所及び日時並びに当該説明会における質疑等の概要を記載した書類
- （4） 条例第16条第1項の規定により提出された意見書の写し
- （5） 事業者が条例第16条第1項の規定により意見書を提出した者に対し当該意見書についての事業者の見解を送付したときは、その写し

第3節 公聴会

（公聴会の開催の公告）

第21条 条例第17条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 公聴会の件名
- （2） 公聴会の開催の日時及び場所
- （3） 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （4） 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、書面によりその旨を知事に申し出なければならない旨並びに当該書面の提出先及び提出期限
- （5） 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催について必要な事項

（公述の申出等）

第22条 公聴会において意見を述べようとする者は、前条の公告があつた日の翌日から起算して10日以内に、当該意見の要旨を書面により、知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（次項及び第四項において「公述人」という。）をあらかじめ選定し、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。

3 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、公述人が意見を述べる時間（次項において「公述時間」という。）をあらかじめ定めるものとする。

4 知事は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知するものとする。

第4節 評価書の作成等

（条例第19条第1項第1号の規則で定める修正）

第23条 条例第19条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- （1） 規模の縮小又は土地の区画形質の変更を行う区域の面積、新設される工作物の大きさ、施設的能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の増加が20%未満であるもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると知事が認める特別の事情があるものを除く。）であつて、修正後の対象事業について条例第6条第1項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの
- （2） 前号に掲げる修正以外の修正であつて、環境影響が軽微なものとして知事が認めるもの

（評価書の送付部数）

第24条 条例第19条第3項の規定による評価書の送付部数は、知事にあつては30部、市町村長にあつては5部とする。ただし、知事又は市町村長は、必要と認めるときは、当該部数の変更を指示することができる。

（評価書の公告及び縦覧）

第25条 条例第20条第1項の規定による公告の方法、縦覧の時間及び場所並びに公表の方法は、当該対象事業について行われた条例第14条第1項の規定による公告の方法、縦覧の時間及び場所並びに公表の方法に準ずるものとする。

（評価書について公告する事項）

第26条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 対象事業の名称、種類及び規模
- （3） 対象事業実施区域
- （4） 関係地域の範囲
- （5） 評価書の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間

第5節 対象事業の内容の修正等

（条例第21条ただし書の規則で定める修正）

第27条 第23条の規定は、条例第21条ただし書の規則で定める修正について準用する。

（対象事業の廃止等の場合の公告）

第28条 第6条の規定は、条例第22条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第22条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 条例第22条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び日並びに該当した号
 - (4) 条例第22条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 第6条及び前項の規定は、条例第24条第5項において準用する条例第22条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第3号及び第4号中「条例」とあるのは、「条例第24条第5項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第6節 評価書の公告及び縦覧後の手続等

（条例第23条第2項の規則で定める変更）

第29条 条例第23条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 規模の縮小又は土地の区画形質の変更を行う区域の面積、新設される工作物の大きさ、施設の能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の増加が10%未満であるもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると知事が認める特別の事情があるものを除く。）であって、変更後の対象事業について条例第6条第1項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更であって、環境影響が軽微なものとして知事が認めるもの

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第30条 第6条の規定は、条例第23条第4項の規定による公告について準用する。

2 条例第23条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨及び日
- (4) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 第6条及び前項の規定は、条例第24条第5項において準用する条例第23条第4項の規定による公告について準用する。

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第31条 第6条の規定は、条例第24条第4項の規定による公告について準用する。

2 条例第24条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第24条第1項の規定による協議の結果又は同条第3項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

（工事着手等の届出）

第32条 条例第27条の規定による届出は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第27条各号のいずれかに該当することとなった旨及び日並びに該当した号
- (4) 条例第27条第5号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第3章 環境管理

第33条 条例第29条第1項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとし、毎年5月末日までに送付するものとする。

とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 環境管理を行った結果の概要を環境管理の項目ごとにとりまとめたもの
 - (4) 環境管理の内容を変更した場合は、変更の内容及びその理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、環境管理について必要な事項
- 2 前項の規定は、条例第34条第3項において準用する条例第29条第1項に規定する報告書について準用する。

第4章 都市計画に係る対象事業に関する特例

（都市計画に係る対象事業に関する特例の場合の読替え）

第34条 条例第30条本文の規定により事業者が環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更をする手続に併せて行う場合における条例第5条から条例第26条まで（条例第17条を除く。）の規定の適用については、条例第6条第1項、条例第8条第3項、条例第13条第1項、条例第16条第3項、条例第19条第3項及び条例第22条第1項中「知事」とあるのは、「知事、都市計画決定権者」とする。

2 事業者は、条例第9条第1項又は条例第18条第1項の書面の送付を受けたときは、速やかに、都市計画決定権者に対し、その写しを送付するものとする。

3 条例第30条ただし書の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から条例第26条まで（条例第5条第2項、条例第12条第2項、条例第17条並びに条例第22条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項	対象事業	第30条に規定する対象事業又は対象事業に係る施設（第21条及び第22条第1項において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第5条第1項第1号	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	名称
第5条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
第5条第1項第4号	対象事業	都市計画対象事業
第6条から第18条まで	事業者	都市計画決定権者
第19条	対象事業	都市計画対象事業
第19条	事業者	都市計画決定権者
第19条第3項	知事及び関係市町村長	知事、関係市町村長及び事業者
第20条第1項	事業者	都市計画決定権者
第20条第2項	事業者	事業者及び都市計画決定権者
第21条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都

		市計画に定めよう
第22条第1項	事業者	都市計画決定権者
	市町村長	市町村長並びに事業者
第22条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第23条第3項	を行い	が行われ
第23条第4項	前条第2項	第22条第2項

4 条例第30条ただし書の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第3条から第31条まで（第21条、第22条、第28条第2項第4号及び第3項並びに第30条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」とする。

（都市計画に係る手続との調整）

第35条 条例第14条第1項又は条例第20条第1項の規定により事業者が行う公告は、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項及び第37条第5項において同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 前条第3項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項又は条例第20条第1項の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の規定による公告又は同法第20条第1項の規定による告示と併せて行うものとする。

3 都市計画決定権者は、準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該意見書により述べられた意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類並びに当該意見書の写しを知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の手続）

第36条 事業者が条例第20条第1項の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第23条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、事業者が当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 第34条第3項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第34条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第23条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

3 前項の場合における条例第23条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「を変更」とあるのは「の変更に係る都市計画の変更を」と、「当該変更」とあるのは「当該事項の変更」と、同条第3項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、「を行い」とあるのは「が行われ」と、「行う」とあるのは「行われる」とする。

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第37条 事業者が条例第5条の規定により実施計画書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該実施計画書に係る条例第30条に規定する対象事業又は対象事業に係る施設（第3項において「対象事業等」という。）を都

市計画に定め、事業者に代わって環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行おうとする都市計画決定権者が事業者（事業者が既に条例第6条の規定により当該実施計画書を送付しているときは、事業者及び当該実施計画書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第30条ただし書の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該実施計画書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第14条第1項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定め、事業者に代わって環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更する手続と併せて行おうとする都市計画決定権者が事業者及び実施計画書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第30条ただし書の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が条例第14条第1項の規定による公告を行ってから条例第20条第1項の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第3節及び第4節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第30条ただし書の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第20条第1項の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同項の評価書を送付しなければならない。

第5章 身分証明書

第38条 条例第36条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式のとおりとする。

第6章 岡山県環境影響評価技術審査委員会

（組織）

第39条 委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第40条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第41条 委員会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第42条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第43条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他の委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第44条 委員会の庶務は、環境文化部環境企画課において行う。
(その他)

第45条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第6章の規定は、公布の日から施行する。
- (条例附則第2項の規則で定める許認可等の申請その他の行為)
- 2 条例附則第2項の規則で定める許認可等の申請その他の行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 採石法第33条の規定による認可の申請
- (2) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は同法第8条第1項の規定による届出
- (3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可の申請又は同法第11条の規定による協議
- (4) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条第1項の規定による認可の申請
- (5) 都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は同法第29条若しくは同法附則第4項の規定による許可の申請
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項若しくは同法第15条第1項の規定による許可の申請、同法第9条第1項若しくは同法第15条の2の4第1項の規定による変更の許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定による届出
- (7) 岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第5条第1項の規定による許可の申請、同条例第7条第1項の規定による変更の許可の申請又は同条例第16条の2第2項の規定による協議

(条例附則第2項の規則で定める変更)

- 3 第29条第1号及び第3号の規定は、条例附則第2項の規則で定める変更について準用する。

附 則(平成11年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第21号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表5の項及び11の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第28号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する対象事業となる事業について、当該対象事業に係る環境保全に関する環境影響評価指導要綱(昭和53年岡山県告示第1023号。以下「指導要綱」という。)に定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 指導要綱第3条第2項の規定により知事に提出された開発事業計画概要書 条例第7条の手続を経た条例第5条第1項に規定する環境影響評価実施計画書
- (2) 指導要綱第3条第1項の規定により知事が事業者に対して指導を行うために作成した書類 条例第9条第1項の書面

附 則(平成15年規則第91号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たにこの規則による改正後の岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定が適用されることとなる事業(以下「追加対象事業」という。)であって、この規則の施行の

日から1年を経過するまでにその工事に着手するものについては、新規則の規定は、適用しない。

- 3 この規則の施行の際、追加対象事業について、知事が岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号。以下「条例」という。)第3章第1節から第4節までに規定する手続に準じて行われた、又は行われていると認める手続があるときは、当該手続は、条例の相当規定による手続とみなす。

附 則(平成22年規則第27号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第13号)

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成28年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たにこの規則による改正後の岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定が適用されることとなる事業であって、この規則施行の日から1年を経過する日までにその工事に着手するものについては、新規則の規定は、適用しない。

附 則(令和元年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たにこの規則による改正後の岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定が適用されることとなる事業であって、この規則の施行の日までに次に掲げる規定による許可を受け、又は届出をしているものについては、新規則の規定は、適用しない。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可
- (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可
- (3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の許可
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出
- (5) 岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第5条第1項の許可
- (6) 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例(令和元年岡山県条例第47号)第5条第1項ただし書(同条例第9項及び同条例附則第3項において準用する場合を含む。)の許可

附 則(令和3年規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項第6号、第7条、第8条第5号、第11条第1項第6号、第14条、第15条第5号、第25条又は第26条第5号の規定は、この規則の施行の日以後に送付された岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号。以下「条例」という。)第5条第1項に規定する実施計画書、条例第12条第1項に規定する準備書及び要約書又は条例第19条第2項に規定する評価書について適用する。

別表(第2条関係)

事業の種類	要 件
1 条例第2条第2号イに掲げる事業の種類	イ 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路であって、同法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路若しくは道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの及び道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規

	定する自動車道（以下「自動車専用道路等」という。）の新設の事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が二以上である道路を設けるものに限る。）
	ロ 自動車専用道路等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（改築後の車線の数が二以上であるものに限る。）
	ハ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（自動車専用道路等を除く。以下「その他の道路」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）
	ニ その他の道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（改築後の車線の数が4以上であり、かつ、当該改築部分の長さが7.5キロメートル以上であるものに限る。）
	ホ 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号に規定する林道の開設又は改良の事業（幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）
2 条例第2条第2号ロに掲げる事業の種類	イ 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域の面積が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業
	ロ 計画湛たん水位（堰せきの新設又は改築に関する計画において非洪水時に堰せきによつてたたえることとした流水の最高の水位で、堰せきの真上流部におけるものをいう。）における湛たん水区域の面積（以下「湛たん水面積」という。）が75ヘクタール以上である堰せきの新築の事業
	ハ 改築後の湛たん水面積が75ヘクタール以上であり、かつ、湛たん水面積が37.5ヘクタール以上増加することとなる堰せきの改築の事業
	ニ 75ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業
3 条例第2条第2号ハに掲げる事業の種類	イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道の建設の事業
	ロ 鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業
	ハ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の建設の事業
	ニ 軌道に係る線路の改良（本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業
4 条例第2条第2号ニに掲げる事業の種類	イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが1,875メートル以上の滑走路を設けるものに限る。）
	ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが1,875メートル以上であるものに限る。）
	ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であり、かつ、滑走路を375メートル以上延長するものに限る。）
5 条例第2条第2号ホ	イ 出力が1万キロワット以上である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所

に掲げる事業の種類	の設備にダム又は堰せきが含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号の発電事業者（以下「発電事業者」という。）でないときは、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を除く。）
	ロ 出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰せきが含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を除く。）
	ハ 出力が7万5千キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業（知事が別に定める基準に照らして環境影響評価を行う必要がないと認められるものを除く。）
	ニ 出力が7万5千キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事業（知事が別に定める基準に照らして環境影響評価を行う必要がないと認められるものを除く。）
	ホ 太陽電池発電所の設置の工事業（土地の区画形質の変更を行う区域の面積（以下「土地の区画形質変更の面積」という。）又は樹木の伐採等を行う区域の面積（以下「樹木の伐採等の面積」という。）が20ヘクタール以上であるものに限る。）
	ヘ 太陽電池発電所の変更の工事業（土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が20ヘクタール以上増加するものに限る。）
	ト 出力が1,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業
	チ 出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業
6 条例第2条第2号ヘに掲げる事業の種類	リ 電気事業法第38条第2項に規定する事業用電気工作物であって、送電用のものの設置の事業（電圧が50万ボルト以上のものに限る。）
	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域の面積が10ヘクタール以上のものに限る。）
7 条例第2条第2号トに掲げる事業の種類	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分場の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積（2以上の埋立処分場所を併せて設置する場合には、それらの合計の面積。以下同じ。）が5ヘクタール以上又は土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）
	ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加するもの

	又は土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。)
	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって、焼却により処理する施設（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって、焼却により処理する施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（1時間当たりの処理能力（2以上の施設を併せて設置する場合には、それらの合計の処理能力。以下同じ。）が4トン以上であるものに限る。） ニ 一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するものに限る。）
8 条例第2条第2号チに掲げる事業の種類	イ 工場立地法第4条第1項第3号イに規定する工業団地（以下「工業団地」という。）の造成の事業（土地の区画形質変更の面積が50ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあつては、10ヘクタール）以上であるもの（都市計画法第9条第13項に規定する工業専用地域において行われるものを除く。）に限り、土地区画整理事業であるものを除く。） ロ 工場立地法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（5の項ホ及びヘに該当するものを除く。ハにおいて同じ。）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が50ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあつては、10ヘクタール）以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設から排出される排出ガスであって、専ら水分の乾燥用その他の用途でその用途に供することにより大気汚染に係る物質が増大しないものに供された空気を除く。以下同じ。）の量が温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算して10万立方メートル毎時以上若しくは1日当たりの平均的な排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する排水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより、汚濁負荷量が増加しないものに供された水を除く。以下同じ。）の量が1万立方メートル以上であるものに限る。） ハ 工場立地法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の増設の事業（土地の区画形質変更の面積が50ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあつては、10ヘクタール）以上増加するもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガスの量が温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算して10万立方メートル毎時以上若しくは1日当たりの平均的な排水の量が1万立方メートル以上増加するものに限る。）
9 条例第2条第2号リに掲げる事業の種類	住宅の用に供される一団の土地の造成の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上であるものに限り、土地区画整理事業であるものを除く。）
10 条例第2条第2号ヌに掲げる事業の種類	流通業務の用に供される一団の土地の造成の事業（土地の区画形質変更の面積が50ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあつては、10ヘクタール）以上であるものに限り、土地区画整理事業であるものを

	除く。)
11 条例第2条第2号ルに掲げる事業の種類	イ 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） ロ 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の増設の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。） ハ スキー場、公園（都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業によるもの及び岡山県立自然公園条例（昭和48年岡山県条例第34号）第2条第2号に規定する公園事業によるものを除く。ニにおいて同じ。）又はキャンプ場（これらと一体となって整備される施設を含む。ニにおいて同じ。）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） ニ スキー場、公園又はキャンプ場の増設の事業（土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。）
12 条例第2条第2号ヲに掲げる事業の種類	イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設の事業（1日当たりの平均的な全体計画下水量が3千立方メートル以上であるものに限る。） ロ 終末処理場の増設の事業（1日当たりの平均的な全体計画下水量が3千立方メートル以上増加するものに限る。）
13 条例第2条第2号ワに掲げる事業の種類	条例第2条第2号トからヲまでに掲げるもののうち2以上のものを併せて実施する用地の造成等の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール（特別地域を含まない区域において同号チ及びヌに掲げるもののみを実施するものにあつては、50ヘクタール）以上であるものに限り、土地区画整理事業であるものを除く。）
14 条例第2条第2項第1号に掲げる事業の種類	採石法第2条に規定する岩石、土及び砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び海域における採取を除く。）の事業（土地の区画形質変更の面積が20ヘクタール以上であるもの又は土地の区画形質変更の面積が20ヘクタール以上増加するものに限る。）
15 条例第2条第2項第2号に掲げる事業の種類	土地区画整理事業である事業（都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。）
16 条例第2条第2項第3号に掲げる事業の種類	イ 科学技術に関する研究、試験又は検査を行う施設の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） ロ 科学技術に関する研究、試験又は検査を行う施設の増設の事業（土地の区画形質変更の面積が10ヘクタール以上増加するものに限る。）

備考 8の項、10の項及び13の項の「特別地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- イ 自然公園法第2条第2号の国立公園又は同条第3号の国定公園（以下「国立公園等」という。）の区域及び国立公園等の区域（海域を除く。）の周囲200メートルの区域
- ロ 岡山県立自然公園条例第1条の自然公園の区域及びその周囲200メートルの区域
- ハ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の原

- 生自然環境保全地域の区域及びその周囲200メートルの区域
- ニ 自然環境保全法第22条第1項の自然環境保全地域又は岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）第14条第1項の自然環境保全地域の区域及びその周囲200メートルの区域
- ホ 岡山県自然保護条例第16条第1項の環境緑地保護地域等の区域及びその周囲200メートルの区域
- ヘ 岡山県自然保護条例第18条第1項の郷土記念物の区域及びその周囲200メートルの区域
- ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の生息地等保護区又は岡山県希少野生動植物保護条例（平成15年岡山県条例第64号）第18条第1項の生息地等保護区の区域及びその周囲200メートルの区域
- チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域及びその周囲200メートルの区域
- リ 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域の区域（当該事業が同法第12条の4第1項の規定により定められた同項第1号の地区計画に適合する場合を除く。）
- ヌ その他知事が指定する区域